

調査事業に係る事後評価記載様式

I 総合評価

全体として、地域の主体的な取組みと創意工夫による公共交通の活性化・再生を通じ、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与するための連携計画の策定に向けて必要な調査を行ったか。

平成20年度に実施した町民意向調査や、役場関係各課に対して実施した公共交通関連調査、さらには一般町民、企業、関係団体、役場関係各課長等で構成する利用者分科会(ワークショップ)により現状と課題及び事業の方向性等についての検討を行い、情報収集したデータの地区別の詳細分析や主要目的地別の公共交通需要の地域分布図(中央地区市街地、西部地区市街地、JR常磐線最寄り駅、その他公共交通空白地域)を作成し、現状の公共交通サービス水準と比較し、事業の方向性を明らかにした。また、区画整理事業等における大型ショッピングモール「あみプレミアム・アウトレット」の開業や平成22年2月の予科練平和記念館の開館を踏まえ、状況に応じた公共交通体系の方向性を設定した。さらに、平成21年11月より町内工業団地向けの企業通勤バス及び一般町民向けのコミュニティバスの社会実験運行を3ヶ月間(平日運行のみ)実施するとともに、実験バス利用者に対するアンケート調査や社会実験沿線地域町民等に対してモビリティマネジメントをモデル的に実施した。法定協議会や下部組織の幹事会を適宜に開催し、連携計画策定や事業の基本的な考え方について、関係機関・事業者・地域関係者等の実質的な合意形成を図った。平成22年度は、連携計画に基づいた計画事業を法定協議会や地域住民の合意形成を図りながら事業を進めていきたい。

II 連携計画策定調査の総合性・整合性

1 調査の範囲

① 当該地域における公共交通の問題点・課題を幅広く体系的に把握したか。

当町には、鉄道駅が無く最寄り駅は隣接する土浦市のJR常磐線荒川沖駅及び土浦駅となっている。主な公共交通としては路線バスが運行されているが、高齢化が進み人口減少傾向にある地区では、路線バスの廃止や減便など利便性が低下している現状にある。今後、公共交通を整備していく上で、町民意向調査や利用者分科会、さらにはコミュニティバス・企業通勤バスの社会実験運行を実施するなど、地域における公共交通のニーズや課題等を幅広く把握した。(別添阿見町地域公共交通総合連携計画(案)P14～17を参照)

② 当該地域における公共交通以外の問題点・課題との関係を整理しているか。

住宅地の立地とマイカーを含む通勤交通の実態、道路ネットワークの整備の進展、その他町各課の関連政策、さらには大規模商業施設の開業に伴う広域来訪者の出現といった要因に関して、検討を行っている。(別添阿見町地域公共交通総合連携計画(案)P14～17を参照)
また、高齢化率の推移についても整理している。(別添阿見町地域公共交通総合連携計画(案)P4を参照)

2 地域公共交通に関する目標の設定

① 地域の実態を踏まえた地域公共交通に関する適切な目標(案)をできるだけ具体的に設定したか。

公共交通の現状と課題を踏まえて、(1)中央地区からJR常磐線荒川沖駅にアクセスするバス路線の充実、(2)町内の市街地間における短距離移動を支える交通手段、(3)市街地以外の居住者に対する中央地区への交通手段、(4)観光等の来訪者のニーズに即した交通手段、(5)工業団地通勤者向けの交通手段などの公共交通の整備を目標とする。(別添阿見町地域公共交通総合連携計画(案)P18～20を参照)

② 上記の目標は社会、住民ニーズや地域の基本的な計画を踏まえたものか。

町民意向調査の結果や利用者分科会での意見、上位計画である阿見町第5次総合計画後期基本計画の内容を踏まえて、地域公共交通に関する目標を設定している。(別添阿見町地域公共交通総合連携計画(案)P2及びP9～14を参照)

3 地域公共交通に関する目標と事業との対応関係

① 地域公共交通に関する目標(案)を達成するための事業(案)が選出されたか。
また、地域公共交通に関する目標(案)と事業(案)との関係は合理的か。

目標(案)を達成するための事業(案)を明確に設定している。なお、事業の相互の関連・連携についても整理している。今後は、各事業の優先順位に基づき進めていく。(別添阿見町地域公共交通総合連携計画(案)P22～30を参照)

* 必要に応じて、参考資料を添付してください。

<p>Ⅲ 自立性・持続性</p>
<p>1 事業の実施に向けての準備</p>
<p>① 地域公共交通に関する目標(案)を達成するための事業の内容やそのスケジュールが具体的に検討されたか。</p>
<p>各事業(案)の内容については、法定協議会や下部組織の幹事会で検討した。また、具体的なスケジュールについては検討中であるが、各事業(案)の優先度に応じた着手時期の目安を検討した。(別添阿見町地域公共交通総合連携計画(案)P22～30を参照)</p>
<p>② 事業実施による効果・影響に係る把握方法や評価基準・評価方法が検討されたか。</p>
<p>平成22年度にコミュニティバスを運行する予定で、評価基準はその利用者数とし、運行委託事業者からの実績報告により把握していくとともに、運行期間中に利用者へのアンケート調査をし、利用者の満足度や公共交通利用への転換など、事業による効果・影響を全体的に把握していくものとする。</p>
<p>③ 事業の実施主体が検討されたか。</p>
<p>各事業(案)で実施主体を明確に設定した。(別添阿見町地域公共交通総合連携計画(案)P22～30を参照)</p>
<p>2 事業の実施環境</p>
<p>① 実証運行、情報提供等の事業の実施のための財源について検討を行い、当該事業を実施するための財源の目処がついたか。</p>
<p>計画事業の財源は、地域公共交通活性化・再生総合事業(計画事業)による国庫補助金のほか、町からの財政支出によるものとし、予算編成において来年度事業に係る経費については要求中である。</p>
<p>② 住民等による自主的な利用促進、啓発等の活動や協賛金拠出への協力等事業の実施環境が整いつつあるか。</p>
<p>各小学校区や行政区等の住民組織を基本とした公共交通を検討する組織により、利用促進、啓発等の活動を主体的に展開していくことが理想と考えられ、利用者分科会(ワークショップ)やパブリックコメントにおいて、町民からその重要性を指摘する意見が出されてるに至っているが、協賛金の拠出も合わせて、今後の検討課題とした。</p>

* 必要に応じて、参考資料を添付してください。

IV 住民の参加等による地域関係者の実質的な合意形成
1 協議会における審議体制等
① 協議会における審議事項が明確に定められ、調査事業の進め方、実施状況について審議される体制となっているか。
協議会における審議事項として、地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項、市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項、連携計画の策定及び変更の協議に関する事項、連携計画の実施に係る連絡調整に関する事項、連携計画に位置づけられた事業の実施に関する事項、その他協議会が必要と認める事項としており、適宜法定協議会を開催し審議する体制としている。
② 協議会に住民が参加したり、住民の意見が反映される仕組みが設けられているか（公募制、住民意向調査等の実施が協議会の運営要領において定められているか。）。
協議会では、一般市民の代表として各団体等から委員を選出している。また、分科会設置規程により、一部委員を一般公募により選出できるようになっており、現在、協議会の下部組織として、公募委員をはじめとした委員で構成する「利用者分科会」を設置して連携計画策定に反映している。
2 協議会における審議
① 調査事業を実施するにあたって協議会が適切に開催されたか。
平成20年度に法定協議会を設立し、審議項目を含む規約の決定、調査事業の進め方、現状と課題の中間報告等を行った。 平成21年度は、第1回法定協議会において、前年度の事業報告及び決算報告などを審議するとともに、連携計画の事業の基本的な考え方、コミュニティバス・企業通勤バス社会実験の方向性に関する報告を行った。第2回法定協議会では、社会実験の実施に関する審議、連携計画策定における事業の基本的な考え方と事業計画(素案)についての審議を行った。第3回法定協議会では、連携計画(素案)の審議及びパブリックコメント実施に関する審議を行った。今後、2回法定協議会を開催し、パブリックコメント実施後の連携計画(素案)の審議及び平成22年度の計画事業に関して審議を行う予定である。
② 協議会の議事が傍聴、議事録の公開等によって適切に開示されているか。
法定協議会の規約・規程において、会議を原則公開としており、会議録、会議資料は当協議会専用ホームページにおいて会議後速やかに公表しており、適切に開示されている。
3 地域関係者の実質的な合意形成
① 地域公共交通に関する目標(案)やそれを達成するための事業(案)等について地域関係者の実質的な合意が形成されたといえるか。
法定協議会における審議のほか、利用者分科会(ワークショップ)の開催や、行政区長に対する説明会を随時行っており、実質的な合意が形成されたといえる。

* 必要に応じて、参考資料を添付してください。